令和４年（2022 年）４月８日

保護者　様

北海道札幌稲雲高等学校長　坂　本　浩　哉

新型コロナウイルス感染症に係る欠席等の扱いについて

陽春の候　保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る欠席等の扱いについて、新年度より次のとおりとしますので、お知らせいたします。２・３年生は、報告書の様式が昨年度から若干変更になっておりますのでご注意ください。「出席停止」「公欠」どちらも通常の「欠席」扱いとはなりませんので、無理をして登校せず、ご自宅等で療養していただくようお願いいたします。なお、「公欠」扱いの場合、授業は欠課となりますので、授業の補充が必要となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後も必要に応じて、対応等の変更や追加の可能性もあることをご了承願います。

記

１　欠席の扱いについて

保護者の方から電話連絡をお願いします。その際、症状、体温、保健所等の指示内容等もお知らせください。

（１）「出席停止」扱いとする場合（保健所等からの指示がある場合）

①　生徒本人の感染が判明した場合（保健所等からの指示あり）

・治癒するまでの間、学校保健安全法第 19 条による「出席停止」とする。

・生徒がＰＣＲ検査又抗原検査等で陽性となった場合は、症状があった日までさかのぼって「出席停止」とする。

②　生徒本人が感染者の濃厚接触者と特定された場合（保健所等からの指示あり）

・保健所等から指示された期間「出席停止」とする。

③　その他、保健所等から感染の疑いがあるため、生徒本人が登校を含む不要不休の外出を控えるよう指示された場合、指示された期間「出席停止」とする。

（２）「公欠」扱いとする場合

①　生徒に発熱等の風邪症状が見られるとき

＊「発熱等の風邪の症状」とは、発熱、のどの痛み、咳、だるさ、息苦しい、その他の症状。

＊風邪症状での早退も上記と同じ。

＊朝、風邪症状がある場合は欠席してください。症状が改善し、遅刻して登校した場合は公欠扱いにはなりません。

②　生徒と同居する家族に、発熱等の風邪症状がみられる場合。（感染のまん延地域に限る）

③　生徒と同居する家族が、感染者の濃厚接触者（保健所等指示）となり、ＰＣＲ検査又は抗原検査を受けた（受ける）場合。

④　医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、主治医が登校すべきでないと判断した場合。

⑤　感染が不安で休ませたい場合では、地域の感染状況に基づいた合理的な理由があると校長が判断した場合。

⑥　新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応のため。

２　報告書について

「出席停止」「公欠」どちらの場合も、裏面の「新型コロナウイルスに係る出席停止報告書」（様式１(5)）をコピーし、保護者の方が記入してお子様が登校の際に担任に提出してください。（未提出の場合は普通欠席になります。）